

申27号



人事・賃金制度の見直しに関する 第2次解明交渉 第7回目 **その1**

昨日に続き、「人事・賃金制度の見直しに関する第2次解明」の第7回交渉を行いました。項目は、一般社員の試験制度について、社内通教の短縮制度に関する第41・46項を議論し、昇格審査に関する第37～39項、飛び級試験に関する第48～49項を議論しました。

確認事項 ～詳細は交渉のポイントをご覧ください！～

◇第41・46項 通教による在級年数短縮の根拠、通教によらない短縮の根拠について

- ・通教による短縮制度は、取り組みやすく、自己啓発への意欲に応えるために創設した。わかりやすく開かれた試験制度となり、チャンス・選択の幅が広がった。
- ・4科目の条件が満たされれば 100% 1年短縮。さらに、会社の判断で人事考課によりもう1年短縮し、最大2年短縮(通教+人事考課)できる。(下記 アの(ア)、(イ))
- ・これまでの短縮制度も残る。こちらは中途採用など個別に適用するが、これまで適用した実績はほとんどない。何年短縮とは決まっていない。(下記 イ)
- ・通教による短縮(ア)と個別の短縮(イ)は並列で、制度上、重複しての適用はない。

ア 通教による短縮対象:主務職試験、統務職試験 (飛び級試験は除く)

イ 個別の短縮対象:指導職試験、主務職試験、統務職試験、昇格審査 (飛び級試験は除く)

- ・短縮については、箇所長や支社の判断だが、助役から情報はあげてもらう。
- ・短縮制度は、あくまでも受験資格であり、合否は試験と人事考課の両方で決める。

会社提案資料P 4上

② 在級年数の短縮

ア 社内通信研修講座修了による短縮

(ア) 主務職試験、統務職試験(飛び級試験を除く。)、C等級試験及びT等級試験については、別に定める社内通信研修講座を修了した場合は、在級年数を1年短縮する。

(イ) 前(ア)に該当する者については、職務遂行能力及び勤務成績を勘案し、更に在級年数を1年短縮することがある。

イ 前アのほか、職務遂行能力及び勤務成績を勘案し、在級年数を短縮することがある(統務職試験(飛び級試験)を除く。)

(注) 昇格審査についても、短縮の対象となる。